

『消費者トラブル』の相談は 消費生活センターへ

問い合わせ 市民協働課 ☎0942-85-3800



5月は『消費者月間』です

5月は『デジタル時代に求められる消費者力とは』を統一テーマにした『消費者月間』です。デジタル社会の進展により消費者を取り巻くサービスやコミュニケーションも急速に変化し、消費生活の利便性が増す一方、インターネットを介した消費者被害に遭いやすいなどのリスクも複雑化しています。『気づく・断る・相談する』といった基礎的な力に加えて、インターネットの利用に伴うリスクの理解、適切に情報を収集・発信する力などを身に付け、安全・安心な消費生活を送りましょう。

◆市立図書館内の『消費生活コーナー』をご利用ください

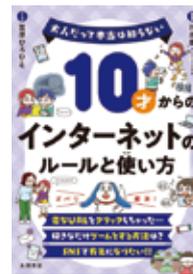
市立図書館内南側にある雑誌コーナー付近の消費生活コーナーでは、消費生活に関する書籍を紹介しています。

◆出前講座『だまされんばい!悪質商法』を受付中

消費生活センターの相談員などが地域の集まりなどに出向き、消費者トラブルに関する情報提供を行っています。

◆市報『知っとこ!消費生活情報』をご覧ください

毎月の市報で、注意が必要な消費者トラブルの情報を連載しています(今号は25ページ)。



監修：川島慶、マンガ：笠原ひろひと(2023年)、大人だって本当は知らない10才からのインターネットのルールと使い方、永岡書店



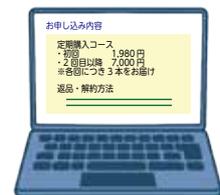
著：ミック・ヒッポネン、翻訳：安藤貴子(2023年)、『インターネットの敵』とは誰か?サイバー犯罪の40年史と倫理なきウェブの未来、双葉社

身近な消費者トラブル『意図しない定期購入トラブル』に注意!

《事例》SNSで初回1,980円の美容液の広告を見て注文した。1カ月後に美容液3本・21,000円の商品が届き、定期購入の契約だと分かった。広告には『縛りなし』と書かれていたので1回限りの注文だと思っていた。販売業者に返品したいと連絡したが、返品不可と言われた。

◆トラブルに遭わないためのチェックポイント

- 定期購入が条件になっていないか、契約前に確認する
- 定期購入で商品を申し込む場合は、継続期間、購入回数、解約方法などの契約条件を利用規約で必ず確認する
- トラブルを避けるために、申し込み完了前にスマートフォンやパソコンの画面に表示される『最終確認画面』をスクリーンショットで保存しておく



困ったときは、
消費生活センターへ
ご相談ください

消費生活センターでは、市民の皆さんを対象に、消費者と事業者の間に生じた消費者トラブルに関する相談や情報提供を受け付けています(相談無料、秘密は守ります)。

●相談窓口 市消費生活センター(市民協働課内) ☎0942-85-3800

●相談日時 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、9時～16時

※土・日曜日、祝日(年末年始を除く)は、県消費生活センター(☎0952-24-0999)へご相談ください(相談時間 9時～17時)